

組合に入ろう!
組合に相談を!

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

9・15 東京地評争議支援総行動

日本IBM大包围行動 500人結集

権利を、健康を、そして家族を守ろう



9・15日本IBM大包围行動 - 日本IBM本社前

9月15日、東京地評争議支援総行動が展開され、IBM争議を解決せよと500人の支援者が旗やパネルを持ち日本IBM本社前に結集しました。その後、人形町に向けてデモ行進を行いました(4面参照)。

会社がまたも賃金減額を再開し、新たな紛争拡大を会社が仕掛けてきたことで、怒りと熱気に満ちた行動になりました。東京地評議長や全労連議長、さらに弁護士も駆けつけ、会社と従業員に強いメッセージを送りました。その中で、賃金減額裁判について触れ、「請求認諾」は野球で言うところのノーヒットノーランと言え、極めて珍しいこととあり、判例に残さうとしない会社の姑息なやり方であると糾弾しました。従業員のみならず、どなたも頑張った成果を上げて、評価が低いとされたら賃金が下げられてしまう、こんなひどい会社であつてよいのか。いま



すぐ組合に結集し、みなさんの権利を、健康を、そして家族を守ろうではないか、と強いメッセージを送りました。また、経営陣に対しては、第三者機関でのごとく敗れている。これは、会社のためにも従業員のためにも株主のためにもならないことは明らかだからこそ、今すぐ解雇を撤回し賃金減額をやめ、労働組合と交渉のテーブルにつき、要求をすべて認め、争議の解決をする時だと訴えました。さらに「労働組合は筋肉と同じであり、問題が発生すればするほど強くなっていく。それを支援者や弁護士が支えていくから絶対に負けることはない」とし、団結して勝利することを確認しました。

怒りの声が響き渡る



9・15日本IBM大包围行動 - 人形町デモ行進

日本IBM大包围行動のあと、箱崎の本社事業所前から人形町に向けて、「IBM大包围行動」の横断幕を先頭に、旗、パネルを持ちデモ行進を行いました。昨年9月に次いで二度目の人形町デモ行進です。総勢500名ものデモ参加者は二つのグループに分かれ、まず地域などの支援の方々が出発し、そのあとをJMITUの組合員が続けました。デモは水天宮通りにはいり、東京シテイエアターミナルや水天宮の横を通り、人形町のメインストリートへ入りました。人形町は、オフィス・飲食店や住居が混在し老舗店舗が多い、素晴らしい街並みです。この通りを「ロックアウト解雇をやめろ、判決に従い職をやめろ」「退職強要をやめろ」と会社への

人形町デモ行進

怒りのシネプレヒコルが響き渡りました。沿道では、店舗から出てこられる方や、窓から覗き込んだり立ち止まり写真を撮られる方がいるなど、デモへの関心は高く、成功裏に終了しました。多数のご支援をいただいたおかげで、多くの方に日本IBMの実態を知っていただくことができました。

今後の裁判スケジュール

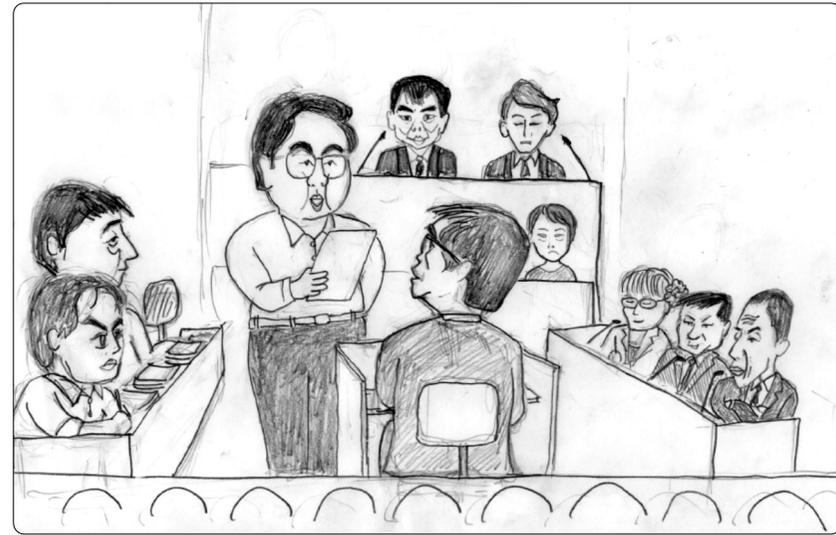
日程	裁判名	場所
10/18(火) 14:30~15:00	第1次ロックアウト解雇裁判 高裁第2回口頭弁論	東京高裁 809号法廷
10/19(水) 10:30~	東京労働委員会 第18回調査期日	東京都庁南38階
11/18(金) 11:30~12:00	第2次賃金減額裁判 地裁第4回口頭弁論	東京地裁 527号法廷

「ハンマー」 明治初期、西周(にしあまね)は英語 quantifier を「形質」とした。「附音挿図和訳英字彙」(1888 明治20年)に「品質」が現れる(三省堂大辞林)▼広辞苑によると、品質とは品物の質であり、質とは「内容の良否、価値」とある▼かつての日本は欧米に追いつけ追い越せとばかりに、欧米の科学技術を学び、国際社会における日本製品のイメージを「安くて悪いもの」から「安くて良いもの」に変えてきた。これは使い易いとか壊れにくいということであり、改善は日本人気質によるものであろう▼昨今は工業製品だけでなく、サービスなどの目に見えないものにも「品質」が求められている▼品質とは買った側の消費対満足度の問題であり、組織の質、さらには言えば人の質に帰着する▼行き過ぎた成果主義は人の質を劣化させている。(酒)

実態は部門縮小による整理解雇

第4次ロックアウト解雇裁判証人尋問報告

2014年3月にロックアウト解雇されたAさん、解雇当時の所属長の関連の証人尋問が、2016年9月16日東京地裁第527号法廷で行われ、証言台に立ちました。



法廷で尋問を受ける吉井担当

問い合わせを間違えて 転送したら解雇?

吉井担当の証言は些細なAさんの失敗をあげたらうものばかりで、いかにも後付けの解雇理由ばかりでした。例えば「プロジェクトからの問い合わせに対し、間違えた部門に問い合わせを転送した」というものです。

ILCを間違えて けたら解雇?

きわめつけはAさんが「ILCの請求部門コードを間違えた」という吉井担当の証言です。吉井担当から稼働率を上げるようプレッシャーをかけられた結果、Aさんがやむを得ず細切れの時間単位の仕事までILCクレームをした結果のミスでした。こんなこと

まで解雇理由にされては、我々社員はたまったものではありません。

会社に損害なし

組合側弁護士が反対尋問で「Aさんのミスによって会社が金銭的損害を被ったか」と質問すると吉井担当は「それはない」と証言。「顧客を失ったことがあるか」との質問には「把握していない」と答え、結局Aさんが会社に具体的な損害を与えていないことを立証してしまふことになりました。

部門縮小と退職勧奨は関係ないと強弁も 傍聴席と裁判官は失笑

組合側弁護士によつて吉井担当の現在の所属が沖繩であることを指摘されると、Aさんが所属していた部門の幕張チーム

が「グローバルの指示で縮小することになった」と吉井担当は証言し、さらに「当時所属していた社員は全員異動・退職・転籍していて、現在は部門として存在しない」とを証言しました。

悪質な不当労働行為も

Aさんは証言の中で「前の部門では高く評価されていた」と証言。ところが、吉井担当が「コスト削減のための部門縮小」と言つて何度も退職勧奨を行っていたことを証言しました。AさんのPIPについても、組合が団体交渉で協議することを会社に申し入れ、協議中であつたにもかかわらず、吉井担当が、署名しないと業務命令違反で処罰する、というメールまで送つていたことをAさんが証言。これは大変に悪質な不当労働行為です。

最後に「裁判所に言いたいことはありませんか」との問いに、Aさんは「家族を路頭に迷わせないで欲しい」と訴え、公正な判決を求めました。



裁判提訴者は賃金減額なし

「たたかつてこそ展望は開かれる」

組合は9月20日に秋闘1次要求となる2つのJMIU統一要求書を提出するとともに、引き続き賃金減額、CEP(Career Enhancement Program)、9月1日付昇給等について団体交渉を行いましたので、以下に報告します。

JMIUは産業別労働組合として、春闘とともに秋闘も重視しています。特に秋闘は「せめてこれだけは」という職場の切実な要求を取り上げます。組合ホームページで職場の声を受け付けています。従業員の皆さんからの多くの投稿をお待ちしています。

JMIUの秋闘は職場の権利要求を重視します。組合ホームページで職場の声を受け付けています。従業員の皆さんからの多くの投稿をお待ちしています。

の集団提訴に加わり、原告となつている人は賃金減額の対象となつていないことが判明しました。たたかつてこそ展望は開かれます。今回賃金減額を通知され、迷つているあなた、躊躇している場合ではありません。すぐに組合に加入しましょう。たたかつてこそ、身を守り、家族を守ることができなのです。

団交報告

さて、前号でお知らせした、賃金減額に対する次の5つの要求に関し、会社は今回、再回答をしませんでした。

- (1) 7%減額の根拠
- (2) 減額対象者数
- (3) 対象者選定の基準
- (4) 個人別の減額理由
- (5) 強行しないこと。

今回、組合に昇給・減額ともに回答がありましたが、詳しく分析したところ、たとえ昨年のPBC評価が低評価であつても、第2次賃金減額裁判

組合はもう一度再回答を要求しましたが、会社が不誠実な回答をくり返す場合は裁判提訴も視野に入れていきます。賃上げ回答内容についても組合にとつてまったく納得できる水準ではありませんでした。さらなる上積み求めて再回答を要求しました。

CEPはなぜ人材派遣会社の面談があるのか

前号でお伝えした、CEPでなぜ人材派遣会社の面談を受けなければならぬのか、という質問に次のような会社回答がありましたので要旨をご紹介します。

会社回答要旨

社内での異動やキャリアアップの実現のためには、キャリアアコンサルティングの専門家のサポートが必要と考え、LHH社のコンサルタントにキャリアアドバイザーの役割を担っていただく。組合 この回答の意味をもう少し説明してほしい。

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SW事業部. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-0853 メール:jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp ウェブ:http://www.jmiu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL:03-3355-0611代 Web :http://tokyolaw.gr.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL:045-222-7577